第五十七条　［略］

２　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	に対し、	に対し、住所地区長を経由して
第十八条	以下第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第三項及び第六項において同じ。	以下第三十三条第六項において同じ。
［略］	［略］	［略］
第二十三条の四第二号及び第三号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第二十八条第一項	住所地市町村長	住所地区長（国外転出者にあっては、附票管理区長。次条及び第三十三条第三項において同じ。）及び住所地市長（国外転出者にあっては、附票管理市長。次条及び第三十三条第三項において同じ。）
第二十八条第五項	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
［略］	［略］	［略］
第三十条	住所地市町村長	住所地区長を経由して住所地市長
	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長
［略］	［略］	［略］
第三十三条第二項	住所地市町村長に（	住所地区長を経由して住所地市長に（
	住所地市町村長に）	住所地市長に）
	住所地市町村長は	住所地区長は

第五十七条　［同上］

［２　同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第三条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	に対し、	に対し、住所地区長を経由して
第十八条、第二十二条第六号及び第三十三条第五項	住所地市町村長	住所地市長
［同上］	［同上］	［同上］
第二十三条の四第二号及び第三号、第二十八条第五項並びに第三十条	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第二十八条第一項	住所地市町村長	住所地区長及び住所地市長
［同上］	［同上］	［同上］
第三十二条第一項	市町村長	市長
	表示し、	表示し、住所地区長を経由して
第三十二条第二項、第三十二条の二並びに第四十九条第一項及び第二項	市町村長	市長
第三十三条第二項	住所地市町村長（	住所地区長を経由して住所地市長（
	住所地市町村長）	住所地市長）
	住所地市町村長は	住所地区長は